

日清製粉グループ 人権方針

(前文)

日清製粉グループは、当社グループの事業に関わる人々の人権を尊重します。本方針は、国連ビジネスと人権に関する指導原則に基づき、世界人権宣言、国際人権規約（市民的及び政治的権利に関する国際規約および経済、社会、文化的権利に関する国際規約）、国際労働機関（ILO）「労働の基本原則および権利に関する宣言」などの国際規範で定義される人権を尊重し、事業を展開する各国の関連法令の順守を徹底することを目的とします。法令と国際規範に乖離がある国や地域においては、可能な限り国際規範を尊重した取り組みを目指します。

(適用範囲)

本方針は、日清製粉グループ本社およびその連結子会社に適用します。また、日清製粉グループの事業に関連するビジネスパートナーやその他の関係者が人権に対する負の影響に関与している場合、当社グループは、本方針に基づき、これらのパートナーに対し、人権を尊重し、侵害しないよう働きかけていきます。

(人権デュー・ディリジェンス)

日清製粉グループは、潜在的または実際の人権リスクを特定し、リスクを防止または軽減するための措置を講じる仕組みを構築し、これを継続的に実施していきます。

(救済)

当社グループが人権に対する負の影響を引き起こした、あるいはこれに関与したことが明らかになった場合、社内外のしかるべき手続きを通じて、その救済に取り組みます。また、そのために必要な苦情処理等の手続きを構築、維持します。

(教育)

当社グループは、本方針が日清製粉グループ本社およびその連結子会社全ての活動に組み込まれるよう、役員・従業員等に対し、定期的に適切な教育を行います。

(ステークホルダーとの対話)

当社グループは、人権に対する潜在的および実際の影響に対する措置について、関連するステークホルダーとの対話や協議を行っていきます。

(情報開示)

本方針に基づく取り組み、潜在的および実際の人権への影響に対する当社グループの対応についての説明責任を果たすため、適切に情報開示を行います。

(体制整備)

本方針に基づき人権を尊重した事業活動を推進するための体制を整備します。

(附属書)

附属書に、当社グループの人権対応重点課題を明示します。この重点課題は、当社グループの事業や社会情勢の変化に基づき、適宜見直すものとします。

制定 2018年12月21日